

地方税法の一部を改正する法律の概要

総務省

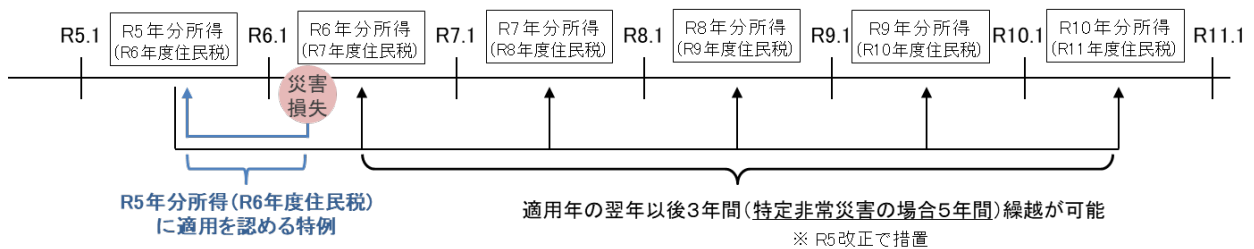
令和6年1月に発生した能登半島地震による災害（以下「今般の災害」という。）では、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と令和5年分所得税（令和6年度分個人住民税）の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年度分個人住民税について、以下のとおり今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずる。

（雑損控除の特例）

- 今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において（※）、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

（施行日：公布の日）

※ 現行法では、令和7年度分の個人住民税（令和6年分所得）から雑損控除を行うこととなる。



（参考）国税に係る法案における雑損控除の特例以外の特別な措置

- ・ 災害減税法の特例（地方税の減免は柔軟に対応可。）
- ・ 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例（国税の自動連動。）